

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平成27年5月28日 尾道市  
(令和2年5月29日変更)

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 旧尾道市・旧御調町地域

#### (1) 現況

旧御調町と旧尾道市北部地域は、比較的平坦な農地と山間の細長く散在した農地で構成され、主に水稻を生産している。比較的平坦な地域については圃場整備が概ね完了しているが、圃場区画が小さく全般的に土地条件に恵まれていない地区もあり、集落型農事組合法人等の大型機械導入による生産性の向上を図るため、引き続き基盤整備の実施が必要である。

また、旧尾道市南部は市街化区域に隣接し、わけぎ、もも、いちじくが生産されている。農用地は小規模で兼業化が進み、果樹類や野菜類の都市近郊型農業が行えるような生産基盤の整備が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、更に多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、同項第2号の事業の推進により、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を支援する。

### 2 旧因島市・旧向島町地域

#### (1) 現況

本地域では、わけぎ、きぬさや、すいか、柑橘などが栽培されているが、地形的に急傾斜が多く高齢化により耕作放棄地が発生しており、水源の確保を始め、生産基盤の整備を検討し、高度利用の促進が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、更に多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 旧瀬戸田町地域

#### (1) 現況

本地域は主に柑橘類の生産が行われている地域であり、特に県内ではレモンの産地として位置づけられている。

本地域においても、地形的に急傾斜が多く高齢化により徐々に耕作放棄地が発生しており、担い手への園地集積と園内道などの基盤整備を促進し、作業効率と生産性の向上を図ることが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、更に多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、同項第2号の事業の推進により、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を支援する。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧尾道市・旧御調町地域	法第3条第3項第1号～第3号に掲げる事業
②	旧因島市・旧向島町地域	法第3条第3項第1号・第3号に掲げる事業
③	旧瀬戸田町地域	法第3条第3項第1号～第3号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

1 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### (1) 対象農用地の基準

#### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：旧尾道市及び旧御調町の全域

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域：旧御調町及び旧瀬戸田町の全域

#### イ 対象農用地

##### (ア) 急傾斜農用地

勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上の農用地であり、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### (イ) 尾道市長の判断によるもの

###### (a) 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、傾斜度を田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満とする。

ただし、協定農用地内に急傾斜農用地が存在する場合に限る。

### (2) 対象者

認定農業者に準ずる者として、市長が認定する者とは次の要件を具備した専門的経営体とする。

一戸当りの年間農業所得が概ね500万円以上の経営体